

綾瀬市生涯学習お届けバラ講座実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の学習の場に綾瀬市職員を講座の講師として派遣することによって、多様な学習要求に応えるとともに、市の施策への理解を進め、もって市政の進展と生涯学習の振興に寄与することを目的とする綾瀬市生涯学習お届けバラ講座（以下「お届けバラ講座」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用団体)

第2条 お届けバラ講座を利用できる者は、市内に在住、在勤又は在学するおおむね10人以上で構成される団体等（以下「利用団体等」という。）とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(講座内容)

第3条 お届けバラ講座の内容は、別に定める。

(派遣時間)

第4条 お届けバラ講座の講師派遣時間は、午前9時から午後9時までの間で、利用団体等の希望に応じて1講座2時間以内を限度とする。

(会場)

第5条 お届けバラ講座の会場は、市内で開催することを原則とし、利用団体等の責任において確保するものとする。

(講師派遣の依頼)

第6条 お届けバラ講座の講師派遣を依頼する者は、開催を予定する日の1箇月前までに、生涯学習お届けバラ講座講師派遣依頼書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

(講師派遣の通知)

第7条 市長は、前条の規定による依頼があったときは、速やかに講師派遣の内容を決定し、生涯学習お届けバラ講座講師派遣通知書（第2号様式）により通知するものとする。

2 市長は、お届けバラ講座の講師派遣に際して、必要と認めるときは条件を付すことができる。

(受諾の制限)

第8条 市長は、お届けバラ講座で企画する内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、お届けバラ講座を受諾しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害する目的を持つ団体等が行う場合
 - (2) 政治や宗教活動につながるおそれがある場合
 - (3) 営利を目的とすること利用されるおそれがある場合
 - (4) お届けバラ講座の趣旨に反すると認められる場合
- (講師料)

第9条 お届けバラ講座講師派遣の講師料は、無料とする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、お届けバラ講座の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

第 1 号様式（第 6 条関係）

綾瀬市生涯学習お届けバラ講座講師派遣依頼書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

団体等名
代表者 住所
氏名
電話

次のとおり綾瀬市生涯学習お届けバラ講座実施要綱第 6 条の規定により、講師の派遣を依頼します。

希望日時	第 1 希望 年 月 日（ ） 時 分 ～ 時 分 第 2 希望 年 月 日（ ） 時 分 ～ 時 分
希望講座	(No)
希望理由	
担当課等	
会 場	
参加人数	
備 考	

第2号様式（第7条関係）

綾瀬市生涯学習お届けバラ講座講師派遣通知書

年 月 日

様

綾瀬市長
(公 印 省 略)

年 月 日付けで依頼のありました綾瀬市生涯学習お届けバラ講座講師について、次のとおり派遣しますのでお知らせします。

日 時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分	
会 場		
講 座 名	No	
派遣職員 所属氏名	所 属 職 () 氏名 () 職 () 氏名 ()	
そ の 他		